

刑法の性犯罪の法定刑に関する改正経過等

* 点線で囲まれている条文は検討段階のもの

【現行刑法制定時】(明治40年)

〔強制猥褻罪〕

第一百七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者亦同シ

〔強姦罪〕

第一百七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

〔準強制猥褻・準強姦罪〕

第一百七十八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行為ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

〔強制猥褻未遂罪，強姦未遂罪〕

第一百七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔強制猥褻・強姦致死傷罪〕

第一百八十一條 第一百七十六條乃至第一百七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ至シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

〔改正刑法草案〕(昭和49年)

第二百九十六条(強姦) 暴行又は脅迫を用いて、女子を姦淫した者は、二年以上の有期懲役に処する。

女子が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は女子を抗拒不能の状態に陥れて、これを姦淫した者も、前項と同じである。

第二百九十七条(強制わいせつ) 暴行又は脅迫を用いて、人にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

人が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は人を抗拒不能の状態に陥れて、これにわいせつの行為をした者も、前項と同じである。

第二百九十八条(幼年者の姦淫・わいせつ) 十四歳未満の女子を姦淫した者は、二年以上の有期懲役に処する。

十四歳未満の者にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

第二百九十九条(未遂) 前三条の罪の未遂犯は、これを罰する。

第三百条（強姦・強制わいせつ致死傷） 前四条の罪を犯し、その結果、人を傷害した者は、三年以上の有期懲役に処する。人を死亡させたときは、無期又は五年以上の懲役に処する。

（参考１）法務省刑事局「改正刑法草案の解説」297頁

【強姦・強制わいせつ致死傷罪の法定刑について】

致死と致傷とでは結果の重大さに大きな差があること、致傷には軽微な場合も含まれることなどの理由から、両者を区別することとした。

また、致死の場合の法定刑については、・・・結果の重大性及び強盗致死の法定刑との均衡等から、懲役の短期を3年から5年に引き上げることとされた。

他方、致死と致傷による区別のほか、基本となる罪が強姦であるか強制わいせつであるかによる区別を認めてはどうかという意見もあったが・・・、両者を区別しても法定刑に大きな差をつけることはできず、規定が複雑になるだけで実益に乏しいことなどから、この意見は採用されなかった。

【平成16年刑法改正】

（強制わいせつ）

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

（未遂罪）

第一百七十九条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（強制わいせつ等致死傷）

第一百八十一条 第一百七十六条若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第一百七十七条若しくは第一百七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第七十八條の二の罪又はその未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(参考2) 法制審議会刑事法(凶悪・重大犯罪関係)部会第1回会議(平成16年4月19日)における法務省説明

【強制わいせつ罪の法定刑の上限の引上げについて】

暴力的な性犯罪のうち、強姦罪として処罰される行為は、男性の女性に対する姦淫行為、すなわち性交を意味するものであると解されていますことから、被害者が男性である場合、あるいは被害者が女性であるものの姦淫行為を伴わない場合などは、人の性的自由を侵害する行為であっても、すべて強制わいせつ罪として処罰されることとなります。しかしながら、人の性的自由を侵害する行為といたしましては、姦淫行為には当たらないものであつても、いわゆる性交類似行為など、暴力的に敢行された場合には重大な結果をもたらすものもこれに含まれることになり、その点において刑法第176条が強制わいせつ罪の法定刑の上限を懲役7年としていますのは、現在のこの種事犯に対する国民の正義観念に照らせば、低きに失するのではないかと思われまふことから、要綱(骨子)第二の一におきましては、これを懲役10年に引き上げることとしております。

【強姦罪・強姦致死傷罪の法定刑の下限の引上げ及び新設する集団強姦罪・集団強姦致死傷罪の法定刑について】

強姦罪と強姦致死傷罪につきましても、現在その法定刑の下限がそれぞれ懲役2年、懲役3年とされている点につきまして、暴力的な性犯罪に関する現在の国民の正義観念に合致していないと指摘されております。また、強姦の中でも、集団形態のもの、すなわち二人以上の者が現場において共同して犯したものにつきましては、刑法第180条におきまして、その重大さから、一般に強姦罪が親告罪とされている中で、その例外とされているところでありまふが、法定刑の上では、一般の強姦と同様に取り扱われております。このような問題点を踏まえまして、要綱(骨子)の第二の二から四までは、刑法第178条中の準強姦に係るものを含めまして、刑法第177条、第181条が規定する強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げるとともに、新たに集団形態のものに係る強姦と強姦致死傷の加重処罰類型を設けることとするものです。これらの中で、最も重大・悪質と思われまふのは、集団形態による強姦致死傷罪であると考えられまふが、この場合におきましても、前科等のない犯人が被害者に対し、最善の慰藉の措置を尽くすなどしたにもかかわらず、酌量減輕をしてもなお、およそ執行猶予を付し得ないものとするには問題があると思われまふ。刑法第25条第1項におきましては、最長3年の有期刑について、その執行を猶予する可能性が認められておりますことから、集団形態による強姦致死傷罪の法定刑の下限を、酌量減輕により刑期の2分の1を減じた場合において執行猶予を付すことができる限界であります懲役6年といたしまして、強姦罪、強姦致死傷罪、集団形態による強姦罪の法定刑の下限を、それぞれ懲役3年、懲役5年、懲役4年としているものであります。

< 現行規定 >

【平成29年刑法改正】

(強制わいせつ)

第七十六條 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第七十七條 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交

又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強制性交等）

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第一百七十八条の二 削除

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一百七十七条の例による。

（未遂罪）

第一百八十条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（強制わいせつ等致死傷）

第一百八十一条 第一百七十六条、第一百七十八条第一項若しくは第一百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第一百七十七条、第一百七十八条第二項若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

（参考3）法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第2回会議（平成27年11月27日）における法務省説明

【強制性交等罪の法定刑の下限の引上げについて】

刑法第177条の罪の法定刑につきましては、平成16年の刑法改正により、下限がそれまでの懲役2年から懲役3年に引き上げられましたが、その際の国会審議における附帯決議においても、他の罪の法定刑との均衡や被害の重大性を踏まえた更なる検討が求められておりました。

また、平成22年の刑法及び刑事訴訟法改正に係る国会審議の際にも、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、罰則の在り方について更に検討を求める旨の附帯決議がなされておりました。

さらに、平成22年12月に閣議決定されました男女共同参画基本計画におきましても、「女性に対する暴力に関する専門調査会」での強姦罪の法定刑を引き上げる見直しを検討するべきであるとする取りまとめを受けて、性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされておりました。これらの指摘を踏まえて議論が行われました「性犯罪の罰則に関する検討会」におきましても、近時の強姦罪の量刑の状況や強姦罪の被害の重大性などに照らしまして、法定刑の下限を引き上げるべきであるとする御意見が多数でございました。

実際の量刑につきまして、強姦罪と強盗罪などの量刑の軽重が両者の法定刑とは逆転した状態ともなっていることにつきましては、前回の資料説明の際にも申し上げましたが、さらに、別の観点から御説明したいと思えます。

お手元の資料・・・を御覧ください。強姦罪の法定刑の下限が懲役3年に引き上げられた平成17年以降平成26年までの量刑を見ますと、強姦罪につきましては、5年を超える懲役とされた事件、つまり、グラフの下の表1の中で「7年以下」という欄から右側の欄の件数を合計すると917件となりまして、全体に占める割合は約31%となります。

これに対し、強盗罪について・・・同じく平成17年から26年までの、5年を超える懲役とされた事件の合計は1240件であり、全体に占める割合は約22%でございます。

・・・現住建造物等放火罪については、5年を超える懲役とされた事件の合計は433件であり、全体に占める割合は約23%でございます。

このように、法定刑の下限が懲役5年とされており、強盗罪及び現住建造物等放火罪よりも、強姦罪の方が重い量刑がなされる事件の割合が高くなっているということがいえます。

このような最近における性犯罪の法定刑に関する様々な御指摘や、現実の量刑の状況に鑑みますと、強姦罪の悪質性・重大性に対する現在の社会一般の評価は、少なくとも強盗罪、現住建造物等放火罪などの犯罪に対する評価を下回るものではないと考えられまして、現時点において、強姦罪の法定刑の下限は低きに失し、国民意識と大きく異なることとなっていると言わざるを得ないと考えられました。そこで、その法定刑の下限を、強盗罪、現住建造物等放火罪と同様に、懲役5年に引き上げようとするものでございます。

【集団強姦等の罪の廃止について】

現行法では、集団強姦等の罪の法定刑の下限は懲役4年、同罪に係る致死傷罪の法定刑の下限は懲役6年とされておりますが、要綱（骨子）第一及び第六のとおり、強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げることといたしますと、集団強姦等の罪及び集団強姦等致死傷の罪の法定刑以上の法定刑となるわけでございます。

したがって、集団強姦等の罪などを廃止したとしても、二人以上が現場で共同して行う強姦等については現行法以上の刑を科すことが可能となりまして、集団による強姦という悪質性については、引き上げられた法定刑の範囲内で量刑上適切に考慮することによって適切な科刑が可能となることから、集団強姦等の罪などを廃止することとするものであります。

なお、平成16年に集団強姦等の罪等が設けられた際に、集団強姦等致死傷罪の法定刑の下限について、前科などのない犯人が被害者に対して最善の慰謝の措置を尽くすなどしたにもかかわらず、酌量減輕をしてもおよそ執行猶予を付し得ないとするには問題があるとの観点から、酌量減輕をした場合において、執行猶予を付することができる限界である懲役6年とされた趣旨は、現在も妥当すると考えられますので、同罪を維持した上でその法定刑の下限を懲役7年以上のものとするのは適当でないと考えられます。このことから、集団強姦等の罪及び同罪に係る致死傷の罪については、廃止するのが相当であると考えたものでございます。

【強姦等致死傷罪の法定刑の下限の引上げについて】

次に、強姦等致死傷罪の法定刑の引上げについてです。

現行法における同罪の法定刑は、無期又は5年以上の懲役とされておりますところ、基本犯たる刑法第177条の法定刑の下限を引き上げることに伴い、その結果的加重犯を規定する同法第181条第2項の法定刑も引き上げ、懲役6年としようとするものです。

これは、強盗致死傷罪におきまして、被害が極めて軽微で示談が成立し、被害者も宥恕しているような場合に、酌量減輕をしても執行猶予を付すことができないことは酷に過ぎると考えられることから、法定刑の下限が懲役6年とされていることも考慮して、酌量減輕すれば執行猶予を付すことができる限界である懲役6年とすることとしたものであります。